



新潟県



発行 新潟県

号外 1

令和4年9月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主要目次

訓 令

22 新潟県職員服務規程の一部改正(人事課)

訓 令

◎新潟県訓令第22号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員服務規程（昭和35年3月新潟県訓令第6号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から実施する。

令和4年9月30日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示、削除項及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示、追加項及び別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(休業等)</p> <p>第10条の2 職員の育児休業等に関する規則（平成4年人事委員会規則第14—1号。以下「育児休業規則」という。）<u>第2条第1項及び第3条第1項</u>に規定する<u>育児休業承認請求書</u>は、別記第6号様式の2によるものとし、所属長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> 育児休業規則第7条第1項に規定する部分休業承認請求書は、<u>別記第6号様式の3</u>によるものとし、所属長に提出しなければならない。</p> <p><u>3</u> 育児休業規則第4条第2項（育児休業規則第6条において準用する場合を含む。）に規定する養育状況変更届は、<u>別記第6号様式の4</u>によるものとし、育児休業又は育児短時間勤務の承認を受けている職員にあつては所属長を経由して知事に、部分休業の承認を受けている職員にあつては所属長に提出しなければならない。</p> <p><u>4</u> <u>育児休業規則第5条第1項</u>に規定する<u>育児短時間勤務計画書</u>は、<u>別記第6号様式の5</u>によるものとし、所属長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>5 育児休業規則第5条第3項に規定する育児短時間勤務承認請求書は、別記第6号様式の6によるものとし、所属長を経由して知事に提出しなければならない。</p>	<p>(休業等)</p> <p>第10条の2 職員の育児休業等に関する規則（平成4年人事委員会規則第14—1号。以下「育児休業規則」という。）<u>第1条の2</u>に規定する<u>育児休業等計画書</u>は、別記第6号様式の2によるものとし、所属長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>育児休業規則第2条第1項</u>（<u>育児休業規則第3条において準用する場合を含む。</u>）に規定する<u>育児休業承認請求書</u>は、<u>別記第6号様式の3</u>によるものとし、所属長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p><u>3</u> 育児休業規則第7条第1項に規定する部分休業承認請求書は、<u>別記第6号様式の4</u>によるものとし、所属長に提出しなければならない。</p> <p><u>4</u> 育児休業規則第4条第2項（育児休業規則第6条において準用する場合を含む。）に規定する養育状況変更届は、<u>別記第6号様式の5</u>によるものとし、育児休業又は育児短時間勤務の承認を受けている職員にあつては所属長を経由して知事に、部分休業の承認を受けている職員にあつては所属長に提出しなければならない。</p> <p>5 育児休業規則第5条第1項に規定する育児短時間勤務承認請求書は、別記第6号様式の6によるものとし、所属長を経由して知事に提出しなければならない。</p>

6～11 (略)

第6号様式の2 (第10条の2関係)
(略)

育児休業承認請求書

(略)

注 1・2 (略)

3 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(職員の育児休業等に関する条例第3条の2で定める期間内に、職員(当該期間内に産後休暇により勤務しなかつた職員を除く。)が当該請求に係る子について育児休業をする場合を除く。)はその氏名、職員との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合には養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等の欄に記入すること。

4 再度の育児休業期間の延長を請求する場合は、その理由を理由等の欄に記入すること。

第6号様式の3 (略)

第6号様式の4 (略)

第6号様式の5 (第10条の2関係)

育児短時間勤務計画書

年 月 日

新潟県知事 様

職名・氏名

職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり申し出ます。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

記

育児短時間勤務の承認の請求に係る子の氏名		生 年 月 日	年 月 日
育児短時間勤務の	育児短時間勤務請	年 月 日から	年 月 日まで

6～11 (略)

第6号様式の2 (第10条の2関係)
育児休業等計画書
(略)

第6号様式の3 (第10条の2関係)
(略)

育児休業承認請求書

(略)

注 1・2 (略)

3 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(職員の育児休業等に関する条例第2条の3で定める期間内に、職員(当該期間内に産後休暇により勤務しなかつた職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)はその氏名、職員との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合には養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を理由等の欄に記入すること。

4 再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長を請求する場合は、その理由を理由等の欄に記入すること。

第6号様式の4 (略)

第6号様式の5 (略)

計画	求期間	
	再度の育児短時間勤務請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考		
<p>注 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。</p> <p>2 「育児短時間勤務請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した育児短時間勤務の請求期間を記入すること。</p> <p>3 子の出生前に提出する場合は、「育児短時間勤務の承認の請求に係る子の氏名」欄は記入を要しないが、「生年月日」欄には出産予定日を記入すること。</p> <p>4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。</p>		